

第17回農地総会議事録

| | | |
|----------|--|-------|
| 開催日時 | 平成30年12月6日（木） 午後3時30分から | |
| 開催場所 | 高知市役所たかじょう庁舎6階 人事課会議室 | |
| 出席委員 | 西野 幸一 ・ 池澤 誠 ・ 西本 統洋 ・ 高橋 政継 ・ 加藤 孝幸 ・ 廣井 千里 ・ 中島 義幸 ・ 大野 哲 ・ 久保田 彦昭 ・ 竹内 義昭 ・ 中島 正根 ・ 中山 忠明 ・ 山本 和正 ・ 松田 環 ・ 上田 博 ・ 久保 壽美男 ・ 川澤 一博 ・ 矢野 強 | 以上18名 |
| 欠席委員 | 山崎 茂盛 | 以上 1名 |
| 事務局出席者 | 長岡事務局長 ・ 岩崎次長 ・ 竹内係長 ・ 村松主任 ・ 野中主任 | 以上5名 |
| 議 題 | <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件</p> <p>第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件</p> <p>第4号議案 農地法第51条の規定による違反転用の処分に関する報告の件</p> <p>第5号議案 非農地証明願の件</p> <p>議案外（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 農地法各条の取下処理の件 ・ 農地法各条の取消処理の件 | |
| 備考〔添付書類〕 | <ul style="list-style-type: none"> ○第17回農地総会議案書 ○現地案内図 ○議案関連資料 ○平成30年度今後のスケジュール(予定) | |

| | |
|---|--|
| <p>開 会 議 長</p> | <p>(高橋政継が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただ今より第17回農地総会を開催いたします。</p> |
| <p>委員出欠状況報告 議 長</p> | <p>欠席委員の報告を行います。山崎茂盛委員。以上1名の委員の欠席の届けが出ています。委員総数19名中、出席者18名でございます。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。</p> |
| <p>議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長</p> | <p>会議規則第23条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしとの声あり) 異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、大野哲委員、久保田彦昭委員の2名にお願いいたします。</p> |
| <p>議 事 議 長 村松主任</p> | <p>ただいまから議案の審議を行います。 「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 今月は11件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、譲渡人が相続した土地を、譲受人へ所有権の移転を行う案件となっておりますので、関連案件としまして農地法第3条の3の規定による届出の件を、先にご説明させていただきます。議案書は61ページをご覧ください。 議案書61ページから63ページにまたがります案件2は、上里、畑、687㎡外13筆、合計6158㎡を、平成30年8月4日の相続により所有権を移転し、平成30年10月11日に届出があったものです。なお、届出については担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を経て、事務局長専決により受理しております。 それでは第1号議案の説明に戻ります。議案書は2ページにお戻りください。 案件1は、上里、その他の区域、畑、687㎡、外13筆、合計6158㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.1-1とNo.1-2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では生姜を栽培する予定であるとのことでした。</p> |

農機具については、トラクターなど12台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻、長男夫婦、孫にあたる長男の長男と共に農業に常時従事しているほか、議案書には記載がありませんが、常時雇用者1名、繁忙期には臨時雇用者も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響のおそれはないと考えるとのことです。

続きまして、議案書は4ページにまたがります案件2は、神田、市街化区域、畑、27㎡外2筆、合計297㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、いずれも共有地である申請地の持分全てを、贈与により本件譲受人に所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

なお、申請地の一部が遊休農地となっており、耕作できる状態ではなかったため、本日総会までに申請者に草刈りをお願いしておりましたが、その後、申請者から連絡があり、議案書4ページの3段目、4段目、現地案内図ではNo.2の一番南の山の中にある土地については、現地が完全に山林化しており、農地に復旧することが不可能であることから、11月22日付けで取下願を事務局にて受理しております。当該取り下げ願いについては、来年1月開催予定の第18回農地総会でご報告させていただきます。従いまして、今回ご審議いただく申請内容としては、現地案内図では、字西山の宅地の中にある方の土地と、字呼子田の土地の合計2筆となりますので、よろしく願いいたします。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、借り入れている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、農用自動車を1台所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、別世帯の妻と共に農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響のおそれはないと考えるとのことです。

続きまして、議案書5ページにまたがります案件3は、五台山、市街化調整区域、登記地目 田、現況 畑、19㎡外4筆、合計753㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、従前から借りていた賃借人が、借りていた農地を買い上げるという案件です。この所有権移転の結果、所有者と賃借人が同一となるため、賃借権と所有権が混同することにより、賃借権については消滅いたします。

現地案内図は、No.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請地の一部が遊休農地となっており、耕作できる状態ではなかったため、本日総会までに申請者に草刈りをお願いしておりましたが、その後、現地につきましては、12月3日に横田農地利用最適化推進委員と事務局で確認しております。その時の現地の写真を机上配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。二人に一部となっておりますが、右肩に「第1号議案 案件3資料」と書いているA4の資料です。

申請書の別添によりますと、譲受人が所有している農地については、耕作条件が悪く山林化してしまっているため、耕作できていない旨の申し立てが出ております。借り入れている農地については、耕作されている農地と机上配布させていただいております写真の状態の農地があります。

なお、今回の申請地では野菜と柿とビワを栽培する予定であり、農機具については、耕耘機など2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、長男と共に農業に常時従事し、夫も農業に従事していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響のおそれはないとのことです。

次に、案件4は、布師田、市街化調整区域、田、886㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借入れしている農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻や父母と共に農業に常時従事していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周辺地域と同様の耕作を行うため、特に影響のおそれがないと考えるとのことです。

次に、案件5は、介良丙、市街化調整区域、田、740㎡ 他1筆 合計1,004㎡を、贈与のため所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機1台を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、息子や娘と共に農業に常時従事していることから、

取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周辺地域と同様の耕作を行うため、特に影響のおそれがないとのことです。

次に議案書 5 ページから 7 ページにまたがります案件 6 は、春野町弘岡下、市街化調整区域、田、247 m²外 11 筆、合計 5879 m²を、譲受人の希望による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.61 から 63 までをご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻及び芋を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど 4 台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、夫と共に農業に常時従事していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周辺地域と同様の耕作を行うため、特に影響のおそれはないと考えるとのことです。

次に、議案書 8 ページにまたがります案件 7 は、春野町芳原、市街化調整区域、田、46 m²外 11 筆、合計 3896 m²を、贈与により所有権を移転するという申請です。

なお、申請地の一部が遊休農地となっており、総会までに草刈りをお願いしていたところ、その後、申請者から連絡があり、議案書 8 ページの 3 段目、4 段目、5 段目分、現地案内図ではNo.72 の分について、11 月 29 日付で取り下げ願いを事務局にて受理しております。

当該取下願については、来年 1 月開催予定の第 18 回農地総会でご報告させていただきます。

従いまして、今回ご審議いただく申請内容としては、現地案内図では、No.71 の字小芝と字儀長の土地の、合計 9 筆です。

ピンクに塗った所が申請地です。こちらにつきましても、申請地が遊休農地となっており、耕作できる状態ではなかったため、本日総会までに申請者に草刈りをお願いしておりました。その後、現地につきましては、12 月 5 日に上田農業委員と事務局で確認を行っております。その時の現地の写真を机上配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

こちらもお二人の一部で配布しております。A4 横の資料で、左肩に案件 7 と記載してあるものです。

なお、案件 7 の譲受人についてですが、譲受人は農地所有適格法人ではありませんが、権利移動の不許可の例外規定として、農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハにて、

「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」と定められています。ここでいう「農林水産省令で定める法人」とは、農地法施行規則第16条第1項にて「学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人とする」と定められており、譲受人が社会福祉法人であることを法人登記簿にて確認しています。以上のことから、本申請が権利移動の不許可の例外規定に該当すると判断されれば許可相当となります。

それでは、案件7の説明に入らせていただきます。申請書の別添によりますと、譲受人は今回の申請地では水稻及び果樹を栽培する予定であるとのことです。

農機具については管理機など6台の大農機具を所有、農作業の経験のある職員を含む11名が農業に従事する予定です。

周辺農地への影響につきましては、申請地では周辺農業者と協調して耕作するほか、果樹栽培については、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に周囲への影響のおそれはないと考えるとのことです。

事業計画の内容としましては、申請者が開設する指定就労継続支援B型事業所が行う指定障害者福祉サービスであり、このメニューの一つとして農作業を行うとのことです。

このほか、履歴事項全部証明書、定款など、当該法人の概要、事業内容を説明する資料が添付されております。

次に案件8ですが、譲受人が相続により農地を取得したのち、今回の所有権移転を行う案件となっておりますので、関連案件といたしまして農地法第3条の3の規定による届出の件について、先にご説明させていただきます。議案書は78ページをご覧ください。

案件17は、春野町芳原、畑、578㎡を、平成30年6月28日の相続により所有権を移転し、平成30年10月12日に届出があったものです。なお、届出については担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を経て、事務局長専決により受理しております。

それでは第1号議案の説明に戻ります。議案書は8ページにお戻りください。

案件8は、春野町芳原、市街化調整区域、畑、79㎡外2筆、合計475㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。なお、譲受人の経営面積ですが、先ほど、農地法第3条の3項第1項の規定による届出でご説明させていただきました578㎡を含む面積となっております。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕運機など6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻や別世帯の妹と共に農業に常時従事していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周辺と同様の畑作を行うため、特に影響のおそれはないとのことです。

議案書は9ページに移りまして、案件9は、春野町西諸木、市街化調整区域、田、3244㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、従前から借りていた賃借人が、借りていた農地を買い上げるものです。この結果、所有者と賃借人が同一となるため、設定されていた賃借権と所有権が混同することにより、賃借権が消滅し、所有権が移転するという申請です。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、田植機など5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻や父母と共に農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、申請地は譲受人が利用権を設定して借り受けていた農地であり、従前と同様の水稻栽培を行うため、特に影響のおそれはないと考えられるとのことです。

次に、案件10は、春野町西諸木、市街化調整区域、田、3245㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、従前から借りていた賃借人が、借りていた農地を買い上げるものです。この結果、所有者と賃借人が同一となるため、設定されていた賃借権と所有権が混同することにより、賃借権が消滅し、所有権が移転するという申請です。

現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、メロンを栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻と共に農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周辺地域の防除基準に従い営農するため、特に影響のおそれはないとのことです。

次に、議案書 10 ページにまたがります案件 11 は、春野町秋山、市街化調整区域、田、59 m²外 6 筆、合計 2801 m²を、譲受人の希望による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.11 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地ですが、申請地の一部が遊休農地となっており、耕作できる状態ではなかったため、本日総会までに申請者に草刈りをお願いしておりました。その後、現地につきましては、11 月 30 日に川澤農業委員と事務局で確認しております。その時の現地の写真を机上配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

こちら、二人に一部ずつ配布しております。右肩に「第 1 号議案資料 11 資料」と記載してあるものです。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター 1 台を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、母と共に農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について周囲の防除基準に従い営農するため、特に影響のおそれはないとのことです。

以上、案件 3、案件 7、案件 11 につきましては、申請地が全て耕作もしくは保全管理されている状態であると認められれば、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。それ以外の案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、申請地については担当区域の農地利用最適化推進委員に確認をいただいております。

以上で第 1 号議案の説明を終わります。

議 長

第 1 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一から第四の事前審査会です。第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。

西野委員

案件 1 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議 長

次に、第二事前審査会の久保田副委員長から報告をお願いいたします。

久保田委員

案件 2 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、取り下げとなっている筆を除き、許可相当と認めました。案件 3 については、現地が草刈できていなかったことから、事前審査会で結論が出ませんでしたので、

| | |
|------|--|
| | 本日、改めてご審議をお願いいたします。 |
| 議 長 | 次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。 |
| 竹内委員 | 案件4と案件5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、取り下げとなっている筆を除いて許可相当と認めました。 |
| 議 長 | 最後に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。 |
| 川澤委員 | 案件6と案件8から案件10については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。案件7の取り下げられた筆以外の筆と案件11については事前審査会の段階では耕作できる状態とは判断できず、結論が出ませんでしたので、事務局からの報告を踏まえ、本日、改めてご審議をお願いいたします。 |
| 議 長 | 事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。案件3と案件7、案件11は、事前審査会の段階では草刈りができてなかったということです。現在の状況は事務局から説明があったとおりですが、どのようにいたしましょう。その後、現地をご覧になった委員さんはおられますか。 |
| 大野委員 | 案件3につきまして私の方から報告させていただきます。横田農地利用最適化推進委員より、「現地が耕作できる状態になっている」との報告を受けております。現地の写真も確認しております。 |
| 上田委員 | 案件7の取り下げになっていない土地については、「草刈をした」という報告を受けて、昨日、上田農地利用最適化推進委員が事務局とともに現地調査を行いましたところ、申請地のうち、表の上から2筆についてはもともと竹林と草むらでしたが、除伐が完了しており、草刈りも済んでおりました。現地ではタケノコの収穫を予定しており、問題ないものと考えます。表3行目からの7筆については、草刈りが進められておりますが、申請内容どおりの耕作が可能な状況には至っていないと判断しております。 |
| 川澤委員 | 案件11について、草刈りをしたという報告を受けて11月30日に譲受人も立会の上、現地確認を行いました。現地については道路沿いの部分を中心に草刈されておりましたが、申請地の一部、斜面の上に位置する畑部分などで草刈できていない部分が残っております。 |
| 議 長 | 現地の状況についてご報告をいただきました。現地の状況の報告について、事務局から補足はありますか。 |
| 竹内係長 | 事務局より補足いたします。事前審査会で現地が耕作可能かどうか判断できなかった案件につきまして、現地写真を机上配布しておりますので、そちらもご覧いただきながら審議をお願いいたします。 |

案件3については、現地が問題なく耕作できるとのことですので、問題はないものと考えております。案件7と案件11についてはいずれも草刈が進められておりますが、一部草刈りが充分でない土地が残っているということです。申請地が耕作放棄されているなどの理由で、耕作が可能であると見做せない場合の取り扱いについて、高知市農業委員会では農地法第3条第2項第1号に定める「譲受人がその農地の権利取得後に耕作地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合には許可ができない」という趣旨に抵触するおそれあるとして、現地が耕作可能な状態であると見做せるようになるまで復元するように指導してきたところです。

今回の2件につきましても審議の結果、現地が耕作可能な状況に至っていないと見なす場合には、今月の農地総会では許可にはならないものと考えます。逆に、現地の草刈の状況から判断しまして、法面部分など本来耕作が不適である場合を除いては現地が耕作可能であると判断されるならば、両案件とも許可とすることも不可能ではないと考えております。

なお、許可とならなかった場合の取り扱いでございますが、高知県農業会議に問い合わせましたところ、申請が複数の筆にまたがっている場合には、その全体をもって1件の申請であるので、一部の筆を許可、一部の筆を不許可とするのは適当ではないのではないか、との回答がありましたので、今回の申請につきましてもそのように取り扱うことになるかと思っております。

申請を受け付けてからの審査期間等につきまして、行政手続法第7条では、「行政庁は申請を受け付けた場合は遅滞無くその審査をしなくてはならない」旨と、「もし、その申請が法令に定めた要件を満たしていない場合には、申請者に対し、相当の期間を定めて是正を求めるか、若しくは不許可としなくてはならない」という旨が定められております。

現体制になる前ですが、平成29年2月の第721回農地部会では、申請が許可の要件を満たしていないと判断されるときは、その次の事前審査会までに是正をするよう申請者に求め、もし補正がされない場合は次の農地部会で不許可等とする、という申し合わせをしております。今回もこの申し合わせを適用するならば、次の事前審査会までに申請地の草刈をするよう依頼し、それでも農地総会までに現地の草刈りができていないのならば、不許可とすることとなると思っております。

議長
西本委員

お聞きの通りでございますが、委員より質問はありませんか。

以前、申請地の草刈りを条件に3条許可をした土地が、所有権移転後、10年間全く耕作されなかったという例があります。この土地は他の農地を購入するために3条申請の下限面積要件を整えようとして購入した土地であったわけです。草を刈れば農地、

といえば確かにそうかもしれませんが、営農計画について、こういった認識をされているか、社会福祉法人の方がどういう計画を立てておられるかお訊きしたいと思います。農地を買った方がどのようにその農地を利用するか、それをお訊きしたいわけです。

川澤委員

先ほど僕が報告した案件7については、申請地の一部は竹林になっており、写真をご覧いただければわかりますが、伐り株が残っております。申請者の社会福祉法人はこれを伐り直して、施設の子どもたちが筍を採るようにするとのこと。残りの一部については果樹を植えられる、という営農計画をお聞きしております。

竹内係長

補足しますと、先ほど事務局からの説明にもありましたが、本申請につきましては、指定就労継続支援B型事業所を運営する法人からの申請で、障がい者の方が就農することをサポートしながら、職員も一緒に営農する、という体制になっております。収穫物については販売又は申請者の施設内で消費する、と聞いております。

西本委員

計画通りなら問題ないと思います。私は最近、テレビで県外の法人の農業参入の事例を紹介している番組を見たのですが、ある法人が干し柿園を始めるにあたって、「(市町村が)3年間固定資産をゼロにし、助成金も拠出する」ということをしていただきました。ところが、この干し柿園は45haの農地に柿を植えたものの、そのまま倒産してしまっただけです。こういったこともありますので、法人については許可後の指導もしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長

他に質問はございませんか。先ほど事務局からも説明がありましたが、現地在耕作可能になるまで1回は保留することもできる、ということですので、案件7と案件11については、現在の状態では現地在耕作可能な状況にない、とのことですので、申請者に草刈りをするよう指導したうえで、次回、事前審査会で現地を確認し、審議をすることとしたいと思います。案件7及び案件11以外の案件で取り下げとなっていないものにつきましては、許可することに決定しますが、ご異議ありませんか。

委員

(異議なしの声あり)

議長

案件7及び案件11については申請者に、現地在耕作できるような状態に回復するよう指導した上、次回事前審査会で現地を確認し、農地総会で審議することとして保留とし、案件7及び案件11以外の案件で取り下げとなっていないものにつきましては、許可することに決定いたします。

続きまして、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

村松主任

今月は2件の申請が出されております。議案書は12ページをご覧ください。

案件1は、一宮しなね二丁目、畑、346㎡を植林するため、所有権を移転すると

いう申請内容となっております。

現地案内図はNo.12 をご覧下さい。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の種別につきましては、甲種、第一種、第三種、のいずれも該当しない農地であり、農振法による農用地区域の指定も受けていないことから、第二種農地であると判断しております。

なお、今回の案件につきましては、事前審査会では、当初、杉を植栽するという計画で審議しておりましたが、審査会の中で、杉を植栽するにあたり、日照に懸念する意見がありましたので、それについて申請者にお伝えしたところ、申請者から事業計画の変更の申し出がありました。

農地総会では、当初提出されていた計画ではなく、新たに提出されました事業計画書でご説明させていただきますので、ご審議をお願いいたします。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたします。机上配布しております資料のうち①と書いてある資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人は県外在住の譲渡人から、今回の申請地を借りて、家庭菜園を行っていましたが、家庭菜園を続けることが困難となってきました。ただ、申請地を何もせずに放置しておく、申請地が荒廃し、近隣農地に迷惑をかけるおそれがあるため、桜の苗木を植栽し、山林として維持管理していきたいということで、申請されたとのこと。また成木すれば、樹皮を販売する予定とのこと。

資料2枚目をご覧ください。土地の利用計画図となっております。

土地利用計画図によりますと、申請地へは東側に隣接する高知市道から進入する計画となっており、桜の苗木約8本をほぼ45m四方に1本の間隔で植栽していく予定であるとのこと。現地の造成及び整地は行わない予定とのこと。

それでは1枚目の事業計画書にお戻りください。

被害防除計画としましては、排水については雨水のみとなっており、申請地内に自然浸透させる計画となっております。

申請地周辺の状況は、東側は幅員55mの市道、西側と南側は果樹園、北側は畑となっており、植栽の際には、北の境界から7m、西と南の境界からは5m以上離して苗木を植栽し、周辺農地の日陰にならないよう、生育に従い、枝打ちを徹底して行うとのこと。

なお、隣地同意書については隣接する西、南側の農地の共有3名のうち2名からいただいておりますが、北側及び西側の共有者のうちの一人からは、同意書が添付されておられません。

添付書類としまして、資金証明書として残高証明書をいただいているほか、必要な

添付書類は揃っていることを確認しております。

なお、地区の土木委員の意見については不要であることを、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

案件1については以上です。

続きまして、案件2は、春野町弘岡上、登記地目 宅地、現況 畑、47242 m²を農家の分家住宅として自己住宅にするため、使用貸借権を設定して転用するという申請内容です。

現地案内図はNo.13 をご覧下さい。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、甲種農地、第一種農地、第三種農地のいずれにも該当しない農地であり、農振法関係では、農用地区域の指定も受けていないことから、第二種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、机上配布しております資料のうち②と書いてある資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、借人2名は夫婦であり、現在、賃貸住宅に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたことや、親からの扶助、また将来における親の介護のため、義父・父である譲渡人の所有する農地を使用貸借により借り受け、自己住宅の用地に転用したいとのことで申請されたとのことです。

土地利用計画図によりますと、申請地へは南側に隣接する県道から進入する計画となっており、建築面積7756 m²の木造2階建の住宅1棟及び駐車場2台分、遊具スペースに転用する予定であるとのことです。

なお、土地の造成は、現状から0.68mまでの盛土及び1.59mまでの切土を行い、法面部分については0.33mまでの盛土及び211mまでの切土を行う予定とのことです。

被害防除計画としましては、排水については、雨水は自然浸透及び敷地内集水枡に集積し、西側の新設側溝を通じて、その後南側の県道側溝に排水、生活排水については浄化槽を使用し、敷地南で新設側溝へ排水し、雨水同様、県道側溝に排水する計画となっております。県道側溝への排水同意につきましては、生活排水は県土木事務所に申請中で、雨水については県土木事務所からの排水の同意書が添付されております。また、管の接続にかかる占用の許可書が添付されております。

申請地周辺への状況は、東側、西側、北側は農地となっておりますが、貸人の所有地であり、転用による影響のおそれはないと考えるとのことです。また南側につきましては県道となっており、道路を挟んだ向かい側も山林となっているため影響のおそれはないと考えるとのことです。

添付書類としまして、資金証明書等、必要な添付書類が揃っていることを確認して

おります。

なお、地区の土木委員の意見については不要であることを、担当区域の農業委員に確認しております。

また、他法令については、高知市都市計画課に都市計画法第 29 条の開発許可申請中です。

以上で第 2 号議案の説明を終わります。

議長 説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三と第四事前審査会です。第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員 案件 1 については、植林ということで、地元の農地利用最適化推進委員より、北側と西側の畑へ日照の影響があるのではないかと、との意見がありまして、隣地同意書もしくは日陰の影響が出ないことがわかる被害防除計画をつけてもらうようお願いしていただきたい、ということになりました。本日、改めてご審議をお願いいたします。

議長 次に第四事前審査会の川澤委員長よりご報告をお願いいたします。

川澤委員 案件 2 については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見・質問なし)

議長 案件 1 は、事前審査会の時から、計画変更があって、植える木を桜にして、隣地から引いて木を植えるということです。これで日照の被害がなくなると判断すれば許可相当でいいかと思いますが、なお同意書なりを求めるということであれば、そういう書類を付けてもらうことを条件として、条件付の不許可で県に挙げるようにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

委員の皆さんから、ご意見・ご質問はありませんか。

西本委員 「日陰になる」という根拠が具体的に見えてこないのコメントは控えたいと思いますが、桜の木は案外大きくなるし、大丈夫でしょうか。また「皮を売る」という目的を言われておりましたが、桜の皮を剥いたら枯れはしないかと思いますが、そのあたりはどうでしょう。

加藤委員 それぞれの地区に事前審査会が設けられているわけですので、私は事前審査会の方々の判断に従いたいと思いますが。

竹内委員 申請地近隣はほとんど山林なので、周囲への影響もあまりないと思います。

西本委員 隣地の方に同意書を貰うことを条件としてはいかがでしょうか。

竹内委員 それが一番無難ではありますが。地元の方にお話を伺っても、「別に問題はないだろ

議 長
委 員
議 長

う」とのことでした。

それでは、意見を付して県に送付するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

案件1につきましては、不許可相当、ただし、隣接農地に悪影響が出ないと判断できる書類が添付されれば許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することとし、案件2については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたします。

次に、「第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件」を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

村松主任

今月は、全体で75件の申請が出されております。内訳は、所有権移転の案件が7件、利用権の新規設定が22件、更新設定が46件となっております。

議案書14ページに所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

今月は、所有権を移転する人が6名、所有権の移転を受ける人が5名で、所有権移転を行う農地は、田が6筆で、5856㎡、畑が3筆で2262㎡です。

次に、議案書15ページに利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。今月は、利用権を設定する者が70名で、延べ76名、利用権の設定を受ける者が74名で、延べ76名となっております。

右隣の欄には、利用権を設定する土地の内訳を掲載しております。今月は、田が213筆で15863233㎡、畑が23筆で11,022.26㎡、採草放牧地が19筆で7574900㎡、合計255筆で24540359㎡です。

更に右隣りに進んでいただきまして、利用権設定の内訳を掲載しております。今月は、更新設定が195筆で210,250.87㎡、新規設定が60筆で3515272㎡です。期間別の設定状況及び地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは、最初に所有権移転の案件からご説明いたします。議案書は16ページをお開きください。

案件1は、針木西、田、1,909㎡を売買により所有権を移転するものです。

本案件は、平成30年9月5日に譲渡人より売りたいとの申出がありまして、平成30年10月23日にJA高知市朝倉支所にて、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまったものです。なお、本件譲受人の法人は、農地所有適格法人の要件を備えていることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書27ページの案件11は、以前に設定されていた利用権を合意解約してからの申し出となっておりますので、関連案件といたしまして、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約通知の件について、先にご説明いたします。

議案書は 88 ページをご覧ください。

案件 1 は、長浜、畑、672 m²に設定していた賃借権を、当事者双方の合意により解約したことについて、平成 30 年 11 月 8 日に通知があったものです。なお、合意解約については、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を経て、平成 30 年 11 月 15 日に事務局長専決により受理しております。

それでは第 3 号議案の説明に戻ります。議案書は 27 ページにお戻りください。

議案書 27 ページの案件 11 と 28 ページの案件 12 は、譲受人が同一の関連案件ですので、まとめてご説明いたします。

なお、議案書に記載しております両案件の受付日が平成 30 年 11 月 15 日と 8 日に分かれておりますが、案件 11 は、先ほどご説明させていただきました合意解約の受理日を、案件 12 は 11 月 8 日のあっせん会議で書類をお預かりした日を記載しております。

それでは両案件の申請地についてご説明いたします。

案件 11 の長浜、畑、672 m²を、案件 12 は長浜、畑、1,331 m²外 1 筆、合計 1,590 m²を売買により所有権移転しようとするものです。案件 11 は平成 30 年 9 月 18 日に、案件 12 は平成 30 年 9 月 14 日に、それぞれの譲渡人よりあっせんの申し出があり、平成 30 年 11 月 8 日に J A 高知市長浜支所にて、あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまったものです。

議案書は 48 ページをご覧ください。議案書 48 ページの案件 58、案件 59、案件 60 のうち 1 筆の申請地については、以前に設定されていた利用権を合意解約してからの申し出となっておりますので、関連案件といたしまして、農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約通知の件について、先にご説明いたします。

議案書は 88 ページをご覧ください。案件 3、案件 4 が関連案件となります。

案件 3 は、大津乙、田、727 m²に設定していた賃借権を、当事者双方の合意により解約したことについて、平成 30 年 11 月 5 日に通知があったものです。なお、合意解約については、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を経て、平成 30 年 11 月 14 日に事務局長専決により受理しております。

次に案件 4 は、大津乙、田、932 m² 外 1 筆 合計 1,984 m²に設定していた賃借権を、当事者双方の合意により解約したことについて、平成 30 年 11 月 5 日に通知があったものです。なお、合意解約については、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を経て、平成 30 年 11 月 14 日に事務局長専決により受理しております。

それでは、第 3 号議案に戻ります。議案書は 48 ページにお戻りください。

案件 58、案件 59、案件 60 は譲受人が同一世帯となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件 58 は、大津乙，田，932 m²を，案件 59 は大津乙，田，1,052 m²を，案件 60 は大津乙，田，727 m²他 1 筆，合計 1,003 m²を，売買により所有権を移転するものです。

この 3 つの案件は，いずれも平成 23 年 12 月 7 日にそれぞれの譲渡人より売りたいとの申し出があり，平成 30 年 11 月 12 日に J A 高知市大津支所にて，農地等あっせん相談員立会いのもと，話がまとまったものです。

次に議案書は 51 ページをご覧ください。

案件 71 は，春野町秋山，田，960 m²を，高知県農業公社から農地売買等事業により所有権の移転を受けるものです。

農地売買等事業は，農業経営基盤強化促進法の農地利用集積円滑化事業の中の一事業であり，効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図るものです。中間管理機構が農地の売買の間に入り，土地所有者から中間管理機構が農地を購入した後に，担い手農家に売り渡すこととなります。

本案件が農地総会で妥当なものと認められますと，平成 31 年 1 月 1 日付けで高知市が農用地利用集積計画として公告し，その後農業委員会が嘱託登記により，所有権移転登記を行うこととなります。

所有権移転の案件の説明は以上です。

続きまして，利用権の新規設定分の案件について説明いたします。議案書は 24 ページにお戻りください。

議案書 24 ページから 26 ページにまたがります案件 8 は，屋頭，田，1,302 m² 外 20 筆，合計 13831.72 m²を農地中間管理機構が中間管理権を設定して，平成 31 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 5 年間，農地を借り受ける，使用貸借権の新規設定となっております。

なお，貸付予定者は，現地で水稻を栽培する予定とのこと。

次に，議案書 36 ページをご覧ください。議案書 36 ページから 37 ページにまたがります案件 30 は，新規設定になる土地と更新になる土地が混在する案件となっております。

案件 30 は布師田，田，464 m²ほか 9 筆，合計 5,491 m²を，平成 31 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定と更新設定の案件です。

次に議案書は 37 ページから 39 ページにまたがります案件 33 も，新規設定になる土地と更新になる土地が混在する案件となっております。

案件 33 は布師田，田，451 m²ほか 11 筆，合計 6013 m²を平成 31 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

次に議案書は 42 ページをご覧ください。案件 43 は，介良乙，田，999 m²を平成 31

年1月1日から平成35年12月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

次に案件44は、介良乙、田、935㎡を平成31年1月1日から平成35年12月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

議案書43ページから44ページにまたがります案件47と、議案書44ページの案件48と45ページにまたがります案件49は農地中間管理機構が中間管理権を設定して、農地を借り受ける案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

議案書43ページから44ページにまたがります案件47は、介良乙、田、624㎡、他3筆 合計1475㎡を、案件48は、介良乙、田、325㎡ 他1筆 合計539㎡を、平成31年1月1日から平成35年12月31日までの5年間、農地を借り受ける、使用賃借権の新規設定となっております。

議案書44ページから45ページにまたがります案件49は、介良乙、田、340㎡ 他4筆 合計1651㎡を、平成31年1月1日から平成35年12月31日までの5年間、農地を借り受ける、賃借権の新規設定となっております。なお、いずれの案件も貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書は48ページをご覧ください。議案書48ページから49ページにまたがります案件63と議案書49ページの案件64と案件65は、賃借人が同一の関連案件ですので、まとめてご説明いたします。

議案書48ページから49ページにまたがります案件63は、春野町弘岡下、田、51900㎡のうち28600㎡外2筆、合計51700㎡を、案件64は、春野町弘岡下、田、1,56500㎡を、案件65は、春野町弘岡下、田、79500㎡を、案件63と案件65は平成31年1月1日から平成35年12月31日までの5年間を、案件64は平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間、貸すという賃借権の新規設定です。各案件とも申請地は未相続地となっておりますが、案件63と65は相続権者のうち、持分が過半数となる方からの同意をいただいていた申請となっております。案件64については、事前審査会では利用権の設定期間が5年間となっておりますが、その後、相続権者全員からの同意が得られたので10年間に変更したい旨の申し出が申請者からあり、事務局でも、相続権者全員の同意があることを確認しております。

案件66と案件67は、いずれも農地中間管理機構が中間管理権を設定して借り受ける案件ですので、まとめてご説明いたします。

案件66は、春野町弘岡下、田、628㎡外2筆、合計1,265㎡を、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間、案件67は、春野町弘岡下、田、1,382㎡を、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間、いずれも賃借権を新規設定するものです。それぞれの案件の貸付予定者は水稻を栽培する予定です。

続きまして、議案書 50 ページにまたがります案件 68 は、春野町芳原、畑、211.00 m²外 2 筆、合計 1,20600 m²を平成 31 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 3 年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

次に議案書は 51 ページに移りまして、案件 72 は、春野町甲殿、田、1,71600 m²を、平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの 1 年間貸すという貸借権の新規設定です。

案件 73 は、春野町西畑、田、1,58400 m²のうち 1,52600 m²を、平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの 1 年間貸すという貸借権の新規設定です。

以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について、本会で計画が妥当なものとして決定されまると、平成 31 年 1 月 1 日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で第 3 号議案の説明を終わります。

議 長 第 3 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一から第四事前審査会です。第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。

西野委員 案件 1 から案件 4 については、計画を妥当と認めました。

議 長 次に第二事前審査会の久保田副委員長から報告をお願いいたします。

久保田委員 案件 5 から案件 7 及び案件 9 から案件 11 と案件 8 の第二事前審査会該当分については、計画を妥当と認めました。

議 長 次に第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員 案件 8 の第三事前審査会該当案件分と案件 13 から案件 60 については、計画を妥当と認めました。

議 長 次に第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員 案件 61 から案件 75 については、計画を妥当と認めました。

議 長 事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。

農業委員会法第 31 条では、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」ことが定められております。

今回、案件 45 は、農業委員と同居している親族の方が申請者になっておりますので、最初に案件 45 だけを審議しますが、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、まず案件 45 から審議します。該当の委員は審議が終わ

| | |
|------|--|
| | <p>るまで退出をお願いします。</p> <p>(委員1名退出)</p> |
| 議長 | <p>案件45について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>(意見・質問なし)</p> |
| 議長 | <p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件45につきましては、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>案件45につきましては、計画を妥当なものと決定いたします。事務局は該当の委員を席に復させてください。</p> <p>(委員1名復席)</p> <p>それでは、その他の案件について審議いたします。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p> |
| 西本委員 | <p>私は、農地については小数点以下は取り扱わないと聞いておりましたが、案件70については、小数点以下の記載がある。これはどういうことでしょうか。</p> |
| 竹内係長 | <p>土地の面積の小数点以下の取り扱いについては、後ほどご説明する予定でしたが、ご質問をいただきましたので、この場で説明させていただきます。</p> <p>机上配布しております「1筆のうち一部が対象となる申請の記載方法について」という資料をご覧ください。</p> <p>こちらの資料は、11月27日の運営委員会でご審議いただいた資料とほぼ同じものとなっております。資料右端部分に審議結果の記載がある部分だけが運営委員会資料と異なる部分となります。順にご説明いたします。</p> <p>先月、委員よりお問い合わせいただきました「筆の一部の申請となる場合の取り扱い」について、他市町村の状況について問い合わせた結果となっております。</p> <p>資料の2ページから3ページに他市町村への照会した結果について記載しております。これをまとめたものが資料の1ページ目となります。</p> <p>県内の10市に対してアンケート調査を行いまして、「高知市と同様の取り扱いをしている」という回答があったものが、室戸市ほか5市となっております。</p> <p>その他としまして、安芸市は「農地法第4条申請、同第5条申請については測量に基づいて記載を求めますが桁数については指定をしておりません。第3条申請は測量図の添付は求めておりません」とのことでした。</p> <p>南国市につきましては「農地法第4条申請、第5条申請につきましては高知市同様です。第3条申請につきましては例がありません」とのことでした。</p> <p>四万十市及び土佐清水市は「農地法第4条申請、同第5条申請は測量に基づいて記</p> |

載を求めますが桁数については指定をしておりません。第3条申請では例がありません」とのことでした。

他市の取り扱いをまとめたものが項目4となりますが、農地法第4条申請、同第5条申請の取り扱いでは、安芸市、四万十市、土佐清水市以外では、「高知市農業委員会と同様に小数点以下第2位までの記載を求める」としているということになりました。理由につきましては、南国市と土佐市より、「不動産登記法、都市計画法等、他法令に基く申請あるいは登記の際に、数字のズレが生じないことを念頭に置いています」という旨の回答がありました。また第3条申請及び農業経営基盤強化促進法による利用権設定の申出につきましては「例がない」という市が多くありました。

なお、記載方法などについて規則を定めている市はないようでございます。高知市につきましてもそうしたことは事務規則で定めておりません。

11月27日の運営委員会で事務局よりご提案しましたところでは、取り扱いの方向性につきましては、現在のところ他市農業委員会の取り扱いとおおよそズレがない状態でございますが、規則としてこれを定めたものがないというのは、申請者に対して指導をするにも都合が悪い部分もあるので、規則などを定めることを検討したいということでお話しさせていただいております。運営委員会からも小数点以下の取り扱いのこと以外でも、記入要領も含め、取り扱いをまとめるよう決定をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。なお、取り扱いについて新たに定めるまでは現行の取り扱いを継続していただきたいと考えております。

今回申し出がござっております案件70につきましては、貸借の対象とする部分が図測にて示されており、この面積を申請面積としているということです。

西本委員

現地で測量したものではないということは、誤差が生じる可能性があるわけですが、それでも小数点以下2桁の数字を出しているということですか。以前の例では現地の測量図があったわけですが、今回の案件では机上の数字だけ、ということですか。

竹内係長

そういうことです。今回は図上で測量しているということです。

西本委員

そこまで細かい数値が必要ですか。

竹内係長

必要性については今後、検討させていただきます。

西本委員

この前、検討すると約束していたじゃないですか。

竹内係長

他市の動向を踏まえて検討するということでした。

西本委員

農業委員会として「こうする」ということをはっきり示していただきたい。

長岡事務局長

今ご指摘のあったことは運営委員会で協議し、総会でご報告させていただきたいと思っております。

西本委員

いえ、そのね、運営委員会とか、そういうことはいいんです。この前も私が「机上

ではいかんではないか」と質問しました。私も測量士になろうと勉強した時期がありましたのでわかりますが、机上では細かい面積はわからない。私が言いたいのは、そのうえで煩雑にしていく必要があるのかという点です。案件そのものについてはいいです。今日はこのくらいにしておきますが、面積は机上だけではわからんですよ。

議長 ほかにご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見・質問なし)

議長 ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件 45 を除く全ての案件につきましても、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 案件 45 を除く全ての案件につきましても、妥当なものと決定いたします。

次に、第 4 号議案、農地法第 51 条の規定による違反転用の処分に関する報告の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

村松主任 議案書は 54 ページをご覧ください。

また、議案書の方では、報告書の文字が、かなり小さくなってしまいましたので、本日 A3 サイズに拡大したものに、現地写真を付けたものを補足資料として配布しております。右肩に「第 4 号議案補足資料」と記載のあるものをご覧ください。

農地法第 51 条では、違反転用に対する処分について規定されており、農林水産大臣又は都道府県知事は違反転用者に対して、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において転用許可の取消や条件の変更、若しくは原状回復等の措置を講ずることを命ずることができるとされております。

また、関連する農林水産省の通知により、農業委員会においては、違反転用等の事案を知った時は、その事情等を調査した上で報告書を知事に提出するものとされており、今回ご審議いただきますのはその報告書の内容となります。

それでは、机上配布しております第 4 号議案の補足資料に沿って報告書案の内容を説明いたします。

まず、1 枚目に違反転用状態である土地について記載しております。

土地は、春野町芳原、登記地目田、現況畑、太陽光パネル及び倉庫、2396 m²のうち 18254 m²が違反転用となります。現地案内図は、No.14 をご覧ください。ピンクで塗った所が違反転用地です。また、現地の写真を資料の 3 枚目に添付しておりますので、そちらもご確認ください。

それでは、現在までの経過をご説明いたしますので、資料 2 枚目の一段目からご覧ください。

違反転用に至るまでの経過についてご説明いたします。本案件の対象地に囲まれる

ように所在する転用者の居宅の土地については、過去に農地法 5 条許可が出ているものの、その周囲に所在する本案件の土地については転用手続きはされておらずでした。

しかし、畑としての利用の他に、造園木等の植栽もされ、徐々に構造物ができて、平成 25 年頃には植栽も広がり、複数の建物が建つ現状の形となりました。

平成 30 年 3 月には西側隣接地の耕作者より、植栽や太陽光パネル付の建築物により日陰になっているとの連絡があり、これまで指導を行ってきましたが、平成 30 年 7 月 10 日に高知県農地・担い手対策課と高知市農業委員会、転用者の三者で現地確認を行い、太陽光パネル付の建築物と倉庫については、違反転用であると見なさざるを得ないとの結論に至りました。

表 2 段目は周辺農地への被害状況について記載しております。対象地については西側隣接農地の耕作者より、日陰になっており農作物の収量に影響を与えているとの申立てがあります。

続いて、3 段目及び 4 段目をご覧ください。当該違反転用地については、市街化調整区域であり、農業振興地域内の農用地区域となっております。

続いて、5 段目をご覧ください。本件違反転用地について、特定土地改良事業等の施工地となっております。詳細は記載のとおりですが、その当時の資料については残っていない部分もあり、一部不詳となっております。

次の 6 段目には、関係者からの事情聴取の内容について記載しております。

土地所有者から事情を聴取したところ、土地所有者、転用者とも、農地法に詳しくなく、違反転用であるとの自覚がなかったとのこと。所有者、転用者ともに違反転用に対する是正の意思を有し、所有者は太陽光パネル付の建築物については撤去してもいいと考えていますが、実際に設置している転用者としては、農業振興地域農用地区域からの除外と農地法の転用許可申請も検討したいとの意向を示しています。隣地耕作者より日照被害を申し立てられていた植栽については、全てではないが伐採されており、7 月の現地調査後も、改善の意思はあるものとして様子を見てきましたが、10 月 15 日に転用者に意向を聴いたところ、太陽光パネル付の屋外休憩施設についてはすぐに是正される状況でないことを確認したため、本報告を行うこととしたものです。

続きまして、7 段目をご覧ください。7 段目には、平成 30 年 3 月以降、現地調査や現地立会等、本件違反転用者に対して本委員会の取った措置を記載しておりますので、ご確認ください。

以上を踏まえまして、8 段目に本委員会の意見案を記載しております。読み上げま

す。

「現地の状況については、隣地耕作者より、営農に支障が出ているとの申立てが再三にわたってあったところである。現地の状況については、違反転用状態にあることは間違いなく、土地所有者、転用者ともに是正の意思があることについては確認しているが、その是正については現時点において定まっているものでないため、農地としての適正管理も含めて継続して指導していく必要があるものとする。」との意見を案としてご審議いただきたいと思います。

以上が、本委員会より高知県へ提出する報告書案の概略となります。第4号議案の説明を終わります。

議長 第4号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員 第4号議案については、報告書の原案を妥当なものとして認めました。

議長 ただちに審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

上田委員 対象地について、事務局、久保農業委員とともに何度か現地を確認しましたので、報告させていただきます。対象地の状況については写真をご覧いただいているとおりの状況でございますが、畑として管理されている部分と違反転用となっている部分も含めて畑として管理不十分な部分もあります。今年の5月以降、転用者と接触し、「この土地は農地ですので、農地としての管理をお願いします」とお願いしてきまして、一部の庭木については伐採してもらい、畑に戻してもらった部分もございます。土地所有者、転用者からは「農地法に不案内でした。すみませんでした。改善します」とのお話があり、農業振興地域農用地からの除外を検討していることもお聞きしておりますが、最初の指導からは半年を過ぎておりますので、事務局、久保農業委員との協議を行い、今回、県への報告をすることとしたものです。県へ報告することについては本人にもお伝えし、「わかりました」という返事をいただいております。

議長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問はありませんか。

委員 (意見・質問なし)

議長 ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。本案件については、原案の通り県に報告することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 本案件については、原案の通り県に報告することに決定いたします。

次に、「第5号議案、非農地証明願の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

村松主任 今月は、全体で5件の申請が出されております。議案書は57ページをご覧ください。

それぞれの申請人及び土地の所在等については議案書のとおりです。

地区の内訳は、朝倉が1件、旭が1件、潮江が1件、五台山が1件、58ページに移りまして春野が1件となっております。

全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決により非農地証明書を交付しております。追認をお願いいたします。

議長 第5号議案の説明が終わりました。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見・質問なし)

議長 ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。全ての案件について、追認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 全ての案件について、追認することに決定いたします。次に、議案外の報告を一括してお願いします。

村松主任 それでは、議案外の案件についてまとめてご報告いたします。

まず、「①農地法第3条の3の第1項の規定による届出の件」についてご報告いたします。議案書は60ページをご覧ください。

今月は17件の届出が出されており、地区の内訳は、議案書61ページにまたがりまして朝倉が1件、議案書63ページにまたがりまして朝倉と鏡が混在する案件が1件、議案書67ページにまたがりまして旭と春野が混在する案件が1件、議案書68ページに移りまして初月が4件、議案書69ページにまたがりまして初月と土佐山が混在する案件が1件、議案書72ページにまたがりまして鏡が1件、議案書73ページに移りまして、潮江が1件、三里が1件、議案書75ページにまたがりまして長浜が2件、一宮と布師田が混在する案件が1件、議案書76ページに移りまして布師田が1件、高須が1件、議案書78ページにまたがりまして春野が2件です。

全ての案件について担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決により受理通知書を交付しております。

続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は80ページをご覧ください。

今月は7件の届出が出されており、地区の内訳は、鴨田が1件、長浜が2件、一宮が3件、議案書81ページにまたがりまして大津が1件です。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決により受理通知書を交付しております。

続きまして、「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は83ページをご覧ください。

今月は18件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が4件、旭が1件、初月が1件、議案書は84ページにまたがりまして、秦が1件、85ページにまたがりまして鴨田3件、三里が2件、86ページにまたがりまして長浜が2件、一宮が1件、大津が3件となっております。

なお、議案書の83ページの案件2についてですが、5条届出が提出されておりましたが、書類不備のため保留していたところ、取下願の提出がないまま、別の譲受人への5条届出がなされたものです。なお、今回の5条届出が受理されたのち、当初の届出の取下願が出されておりますので、関連案件といたしまして「⑤農地法各条の申請取下処理の件」について、先にご説明させていただきます。議案書は90ページをご覧ください。

議案書90ページの案件1は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出で受け付けておりましたが、計画の中止により取り下げとなったものです。

それでは議案外報告の③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件に戻りますので、議案書は83ページにお戻りください。

議案書の83ページの案件2は、朝倉、田、589㎡を、露天駐車場に転用し、所有権移転するという案件です。

次に議案書の85ページの案件9と案件10についてですが、当初案件9の5条届出が提出され受理されておりましたが、内容変更のため、取り消し願いが出され、改めて案件10の5条の届け出がなされた案件となっておりますので、関連案件といたしまして「⑥農地法各条の申請取消処理の件」について、先にご説明させていただきます。議案書は92ページをご覧ください。

議案書92ページの案件2は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出で受理されておりましたが、譲受人の持分を変更したいとのことで取り消しとなったものです。

それでは、議案外報告の「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件」に戻りますので、議案書は85ページにお戻りください。

議案書85ページの案件9、案件10は、鴨部三丁目、登記地目 田、現況 畑、178㎡を、自己住宅に転用し所有権移転するという案件で、案件9は平成30年10月17日受理、案件10は平成30年11月9日に受理されたものです。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局専決により受理通知書を交付しております。

続きまして「④農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」についてご

| | |
|----------------------------|---|
| <p>議 長 委 員 議 長</p> | <p>報告いたします。議案書は 88 ページをご覧ください。今月は 5 件の合意解約通知が出されており、地区の案件は長浜が 1 件、大津が 3 件、春野が 1 件となっております。</p> <p>全ての案件について、農地法施行規則第 68 条第 2 項の規定に基づき、当事者が連署した通知であることを事務局で確認し、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局専決により受理しております。</p> <p>続きまして、「⑤農地法各条の申請取下処理の件」についてご報告いたします。議案書は 90 ページをご覧ください。5 条届出の取り下げ願いが 1 件出されております。</p> <p>こちらにつきましては、先程「③農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件」の案件 2 の関連案件として、説明させていただきましたので、こちらでの説明は省略させていただきます。</p> <p>続きまして、「⑥農地法各条の申請取消処理の件」についてご報告いたします。議案書は 92 ページをご覧ください。</p> <p>案件 1 は、農地を資材置き場に転用し、所有権を移転するにあたり 5 条の届出が提出されておりましたが、計画が中止となったとのことで、5 条の届出が取り消しになったものです。</p> <p>次の案件 2 につきましては、先ほど「③農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件」の案件 9、案件 10 の関連案件として説明させていただきましたので、こちらでの説明は省略させていただきます。</p> <p>以上で議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>事務局からの連絡がありましたら、お願いします。</p> |
| <p>事 務 局 報 告 岩崎次長</p> | <p>(平成 30 年度今後のスケジュール(案)について資料に基づき説明)</p> |
| <p>次 回 農 地 総 会 議 長</p> | <p>次回の農地部会は平成 31 年 1 月 7 日 (月) を予定しております。</p> |
| <p>閉 会 議 長</p> | <p>以上で第 17 回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(午後 5 時 15 分閉会)</p> |

以上のとおり会議の次第を記載し，相違のないことを証するためこれに署名する

令和 元 年 8 月 6 日

議 長

高橋政経

議事録署名委員

大野哲

議事録署名委員

久保田彦昭

議事録作成者

野中 秀憲